

○ 長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件（平成十四年金融庁告示第三十六号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法第十三条の二第十三項及び第十六条の第四十項の規定並びに長期信用銀行法施行規則第四条の三第一項第一号、第二項第二号、第十四項ただし書及び第五条の六第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準</p> <p>(定義)            第一条 (略)            2 (略)            3 第七条から第十二条までにおいて「銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「従属業務」又は「金融関連業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、</p>	<p>(新設)</p> <p>(定義)            第一条 (略)            2 (略)            3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、</p>

少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社、従属業務又は金融関連業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。)をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十(同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四

信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。)をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、長期信用銀行に係る集団(規則第四条の三第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行に係る集団(規則第四条の三第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十三条の二第九項の場合において、従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるか

営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第十三条の二第九項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営ん

どうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこととする。

（長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（規則第五条の六第一項第一号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十二条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行及び当該長期信用銀行持株会社の

でいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 長期信用銀行、銀行、資金移動専門会社又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（規則第五条の六第一項第一号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第十条までにおいて「それぞれの業務」という。）につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行及び当該長期信用銀行持株会社の長

長期信用銀行持株会社集団に属する法人持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「

長期信用銀行持株会社集団に属する法人持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一・二 (略)

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とある

当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の

のは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持

長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する金融関連業務（規則第五条の八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第五条の六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役員を含む。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類の金融関連業務を営む会社（規則第五条の六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（新設）

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）



第十二条 法第十六条の四第六項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

第十一条 法第十六条の四第六項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。